

第 56 号

熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例  
熊本県林業研究・研修センター条例（昭和36年熊本県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表設備使用料の項中 「5 恒温恒湿用設備1台30分につき100円以上250円以下の範囲内で知事が定める額」 を

5	恒温恒湿用設備	1台30分につき	100円以上250円以下
6	研修用設備	1台30分につき	70円以上450円以下

に改める。

50円以下の範囲内で知事が定める額  
0円以下の範囲内で知事が定める額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

熊本県林業研究・研修センターの研修用設備の導入に伴い、使用料を追加する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。